

## 要 望 書

日頃より、本県の建設産業の振興に、格別の御高配を賜り深く感謝申し上げます。

つきましては、別紙の要望事項について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年2月5日

一般社団法人富山県建設業協会  
会 長 近 藤 駿 明

## 1 公共事業予算の確保・拡大について

一昨年12月、長期にわたって持続可能な国家機能・日本社会の構築を図るために「国土強靱化基本法」が成立し、それに基づく基本計画が策定されたところであり、社会資本整備を我が国の成長力強化のための国家戦略の最重要課題と位置づけて、計画的・安定的に公共事業予算の確保・拡大を図りたい。

また、国の平成27年度公共事業予算については、本県に対し今年度を上回る額の配分をお願いしたい。

## 2 改正された品確法や建設業法、入契法の浸透について

品確法や建設業法、入契法が改正されたが、このうち品確法では、発注者の責務として市場の実態などを的確に反映した積算による適正な予定価格の設定、適切な工期設定、設計変更に伴う請負代金や工期の適切な変更が明記されるなど、我々業界が長年にわたり要望してきたことが実現する環境が整ったところである。

この改正により、市場価格に近い工事の発注、工期に余裕のない工事の解消、建築工事に見られる設計数量と施工数量の齟齬によるサービス工事の減少などが期待される。

については、改正された三法の主旨が十分理解され遵守されるよう、地方公共団体に対する浸透や適切な指導をお願いしたい。

## 3 担い手の確保・育成について

公共工事の品質を確保するには、その担い手の確保・育成が重要である。しかしながら、人材の確保は難しく、特に若年者の入職が極めて少ないことから技術・技能の継承も大変危惧されている。

このため協会では、これまでも高校生のインターンシップ事業をはじめ、建設業のイメージアップを図るテレビCM放送やポスターの作成など、様々な取り組みを行ってきており、今年度は新たにDVDの作成や親子現場見学会の開催などにも取り組んでいるが、入職にあまり結びついておらず、業界だけの取り組みでは効果に限界がある。

については、国におかれても入職促進、特に若年者に向けた戦略的な広報活動などの推進をお願いしたい。